

1. 件名：日本原燃株式会社第二種廃棄物埋設事業変更許可申請に係る新規
制基準への適合確認に関するヒアリング（54）

2. 日時：令和2年5月1日（金）10時～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階北会議室（音声通話により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間企画調整官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、長井安全
審査官、大塚安全審査専門職

長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門

山田首席技術研究調査官、入江主任技術研究調査官

日本原燃株式会社

開発設計部長 他13名

5. 要旨：

日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）と、平成30年8月1日付で申
請（令和2年1月20日付で一部補正）のあった廃棄物埋設事業変更許可申請
について、以下のとおりヒアリングを実施した。

(1) 原燃から、配付資料に基づき以下の説明があった。

- ・ 許可基準規則への適合性について

(2) 原子力規制庁は上記（1）の説明に対し以下のコメントを行った。

（第七条 火災等による損傷の防止）

- ・ 安全機能を有する設備ではない埋設クレーンに対する火災損傷防止措置
について、申請書に記載内容を残すこと。

（第八条 遮蔽等）

- ・ 周辺監視区域の廃止後に公衆が立ち入る場合について、覆土によって公
衆の受ける線量を、公衆の線量限度以下にすることを明記すること。

（第十条 廃棄物埋設地）

- ・ 化学物質の影響について、1号廃棄物埋設地に埋設する廃棄体には塩が
含まれることから、その影響を説明すること。
- ・ 水利用及び土地利用によって得られる各種生産物について、地質環境に
係る長期変動事象では地形変化によって尾駁沼が河川化すると設定して
いることを踏まえて、線量評価における設定を明記すること。
- ・ 収着性の設定については、核種の化学形態を考慮した試験値である旨も
追記すること。

- ・ 水理に関して、地下水流動を評価において考慮しないことを明記すること。
- ・ 低透水性及び収着性に与える化学的影響事象のうち「降下火砕物」について、地下水の水質変化が生じても安全機能に影響がないのであれば、その判断根拠を明記すること。また、「十分な厚さの上部覆土を設置し、変質の影響範囲は限定されることから、影響事象として考慮しない」としているが、そもそも上部覆土が安全機能を有していないから考慮しないのか、或いは上部覆土にも安全機能を見込んでいるが必要な厚さに対して影響の範囲が限定的であるため影響がないのか、その趣旨が分かるように記載すること。
- ・ 低透水性及び収着性に与える力学的影響事象のうち「金属腐食による体積膨張」及び「ガス発生」について、1号廃棄物埋設地の前提条件に関する記載内容を適正化すること。
- ・ 線量評価結果について、厳しい自然事象シナリオでは1号廃棄物埋設施設よりも3号廃棄物埋設施設の線量が高くなっている理由を追記すること。

(第十一条 放射線管理施設)

- ・ 放射線管理施設について、単に共用だけでなく、既許可であるか、既設であるかも申請書に記載すること。

(第十二条 監視測定設備)

- ・ 放射性物質の濃度及び線量の表示について、設備として新設又は既設を追記すること。

(第十三条 廃棄施設)

- ・ 液体廃棄物処理設備の処理能力の評価について、液体廃棄物は日々の点検で発生する量だけでなく、保守で一時的に発生する量も考慮すること。また、デカント水や脱塩塔樹脂など年1回で発生するものは日割りではなく、一度に発生する量として考慮すること。
- ・ 保管廃棄施設で保管する放射性廃棄物について、放射性物質の飛散等による汚染拡大のおそれはないとする根拠を申請書に記載すること。

(第十四条 予備電源)

- ・ 第七条（火災等による損傷の防止）において火災報知器を不要としているため予備電源もないのであれば、その旨を記載すること。
- ・ 「火災報知器」という言葉は使われていないので、「火災・爆発の検知・警報、消火設備」等の適切な語句を記載すること。

(第十五条 通信連絡設備等)

- ・ 非常警報装置について、ページング設備と同様に予備電源を設置するの

であれば、その様に記載内容を見直すこと。

- ・ 廃棄物埋設地における安全避難通路について、覆土開始までの間、可搬型照明が使える根拠を申請書に記載すること。

(3) 原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他：

日本原燃株式会社からの配付資料

- ・ 前回（2020年4月22日）のヒアリングコメントへの回答（第十条 廃棄物埋設地のうち第一号及び第三号）
- ・ 前回（2020年4月22日）までのヒアリングコメントへの回答（第十条 廃棄物埋設地のうち第四号）
- ・ 前回（2020年4月22日）ヒアリングへの回答（第十二条 監視測定設備、第十三条 廃棄施設、第十四条 予備電源）
- ・ 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について

以上